



金 沢 市 公 報

号外第 1 8 号

令和8年(2026年)6月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●条 例	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1
○金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例 (")	1
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市 民 税 課)	4
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (市 民 税 課)	8
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (保育幼稚園課)	9
○子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康政策課)	14
○金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例 (景観政策課)	14
○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	14

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第13条の2第2項中「1,080円）」を「1,440円）」に改め、同項第1号中「710円）」を「950円）」に改め、同項第2号及び第3号中「1,080円）」を「1,440円）」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の2の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和8年4月1日以後の分として支給された災害応急作業等手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第24号

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例

金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区 分	宿 泊 費 基 準 額（１ 夜 に つ き）		
	市 長	副 市 長	職務の級が９級 以 下 の 者
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	16,000円
新潟県	32,000円	21,000円	16,000円
富山県	22,000円	14,000円	11,000円
石川県	20,000円	13,000円	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	10,000円
山梨県	26,000円	17,000円	13,000円
長野県	26,000円	17,000円	13,000円
岐阜県	26,000円	17,000円	13,000円
静岡県	24,000円	16,000円	12,000円
愛知県	24,000円	16,000円	12,000円
三重県	24,000円	16,000円	12,000円
滋賀県	22,000円	14,000円	11,000円
京都府	40,000円	26,000円	20,000円
大阪府	32,000円	21,000円	16,000円
兵庫県	34,000円	22,000円	17,000円
奈良県	24,000円	16,000円	12,000円
和歌山県	22,000円	14,000円	11,000円
鳥取県	18,000円	12,000円	9,000円
島根県	24,000円	16,000円	12,000円

岡山県	28,000円	18,000円	14,000円
広島県	28,000円	18,000円	14,000円
山口県	18,000円	12,000円	9,000円
徳島県	20,000円	13,000円	10,000円
香川県	30,000円	20,000円	15,000円
愛媛県	24,000円	16,000円	12,000円
高知県	24,000円	16,000円	12,000円
福岡県	34,000円	22,000円	17,000円
佐賀県	22,000円	14,000円	11,000円
長崎県	26,000円	17,000円	13,000円
熊本県	28,000円	18,000円	14,000円
大分県	22,000円	14,000円	11,000円
宮崎県	22,000円	14,000円	11,000円
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の金沢市職員等旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。（経過措置）

第 2 条 新条例の規定は、適用日以後に金沢市職員等旅費条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が同条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において同条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、適用日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、適用日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、適用日以後に旅行命令権者が同条例第 4 条第 2 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、適用日以後に金沢市職員等旅費条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

第 3 条 前条第 1 項の規定により新条例の規定の適用がある場合における旅行（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において金沢市職員等旅費条例第 3 条第 2 項の規

定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行に限る。)の旅費の計算における宿泊費基準額(当該旅行中に宿泊する1夜ごとにおいて、新条例別表に規定する宿泊費基準額が改正前の金沢市職員等旅費条例(以下「旧条例」という。)別表に規定する宿泊費基準額を下回る場合における当該1夜に係る宿泊費基準額に限る。)は、旧条例別表の規定を適用する。ただし、施行日以後に旅行命令権者が金沢市職員等旅費条例第4条第2項の規定により旅行命令等を変更する旅行においては、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、旧条例別表の規定は適用しない。

第4条 新条例の規定を適用する場合には、旧条例の規定に基づいて支給された旅費は、新条例の規定による旅費の内払とみなす。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第25号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第30条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第32条の2第1項ただし書中「及び第32条の3の3第1項」を「並びに第32条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第32条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」「に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第32条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第38条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限

る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第32条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第45条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の3中「又は附則第21条の4第1項」を「、附則第21条の3の2第1項又は附則第21条の4第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第24項第1号ロからニまでに規定する設備について同号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

附則第9条の3の2を削る。

附則第20条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第21条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第29条の2第1項及び第2項並びに第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の6の4に定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項の規定の適用については、第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32条の2第1項ただし書、第32条の3の2及び第32条の3の3の改正規定並びに附則第5条及び附則第6条の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和9年1月1日
- (2) 第45条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第30条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2及び附則第20条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第6条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第21条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第32条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第32条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の金沢市税賦課徴収条例第32条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第6条の2第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適

用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第6条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第20条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第20条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第21条の3の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第45条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次条において「旧法」という。）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第26号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年

条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第27号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第67条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第4条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の次に「(同条第3項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加え、附則に次の1条を加える。

第5条 第46条第3項及び前条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第3項の表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同備考に次の1項を加える。

- 5 備考第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第13条中「（平成18年法律第77号）第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第14条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第6条中「前条」を「第6条第3項の表備考第5項及び前条」に、「第6条第3項の表備考第1項」を「同備考第1項」に、「看護師等を」を「特定理学療法士等又は看護師等を」に改め、「おいては、」の次に「当該特定理学療法士等又は」を加え、「同条第3項」を「第6条第3項」に改め、附則に次の1条を加える。

第7条 第6条第3項の表備考第5項及び附則第5条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考第1項に定める者（同備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障

害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基

づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「第5条」を「第5条第1項」に、「保育士の資格を有する」を「保育士登録を受けている」に改める。

附則第5条の表を次のように改める。

第5条第6項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
前条	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等

附則に次の1条を加える。

第6条 第5条第6項及び附則第4条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第48条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「改正前の金沢市児童福祉法に基づ

く家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加える。

附則第 3 項中「地方裁量型認定こども園」の次に「（次項において「幼稚園型認定こども園等」という。）」を加え、「当分」を「令和10年 3 月31日まで」に改め、「改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例」という。）」を、「第 4 条第 1 項の規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を、「改正前の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例」という。）」を加え、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第 2 項、第32条第 2 項、第45条第 2 項及び第48条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第 2 項、第32条第 2 項、第45条第 2 項及び第48条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、第 2 条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 幼稚園型認定こども園等に関し、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例第 4 条第 1 項の規定（満 4 歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例第 4 条第 1 項の規定（満 4 歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、第 4 条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については、第 2 条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、令和14年 3 月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における 1 学級の子どもの数については、第 4 条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども

園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和14年 3 月31日までは、なお従前の例によることができる。

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第28号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の子育て支援医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 9 年 1 月 1 日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 4 条第 1 項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第29号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成 7 年条例第58号）の一部を次のように改正する。
第19条を次のように改める。

第19条 削除

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく許可又は確認（以下「許可等」という。）を受けて屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し、又は設置している者の当該許可等に係る改正前の第19条に規定する許可等の表示については、改正後の第19条の規定にかかわらず、当該許可等の期間内に限り、なお従前の例による。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

◎金沢市条例第30号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす

令和8年(2026年)6月30日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄